

議員提案第34号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な
法制度の整備及び財政措置を求める意見書

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成20年9月30日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

永井武弘
藤田隆
佐藤幸雄
渡辺仁
佐々木薫
大泉弘
下坂忠彦
栗原学
室橋春季
小泉仲之
目崎良治
小山哲夫
山際敦
佐藤誠

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な 法制度の整備及び財政措置を求める意見書

近年、輸入冷凍ギョーザへの毒物混入事件、コンニャクゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生しないし顕在化しました。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあります。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は、1995年度が約27万件であったものが、2006年度には約110万件に達し、1995年度に比べ約4倍に増大しています。

しかし、自治体の地方消費者行政予算は、大幅に削減されています。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなどの問題が発生しています。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化、強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討していますが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実、強化が不可欠です。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要請します。

記

- 1 被害情報の集約体制を強化し国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの設置、業務、機能等を法的に位置づけ、これに必要な法制度を整備すること。
- 1 地方消費者行政の体制、人員、予算を抜本的に拡充、強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月30日

新潟市議会議長
田村 清

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
消費者行政推進担当大臣
内閣官房長官



あて